

水田活用の直接支払交付金

「5年水張りルール」についてのお知らせ

村上市農業再生協議会

令和4年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象水田についての条件が見直され、

5年間一度も水張り（水稲作付）が行われていない農地が **交付対象外** となります。

（災害復旧に関連する事業が実施されている場合、基盤整備に関連する事業が実施されている場合を除く）

● 5年水張りルールの具体例

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ほ場 A	大豆	野菜	麦	麦	麦	麦 ※対象外	麦 ※対象外
ほ場 B	大豆 ※水張り	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆 ※対象外
ほ場 C	大豆	野菜	麦	麦	麦 ※水張り	麦 交付対象（R13まで）	麦

● 対応確認フローチャート

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、令和9年度以降も交付対象として継続しますか？

↓ 継続する

↓ 継続しない

対象水田で令和7, 8年の間に水稲作付を行いますか？

畑地化促進事業を活用して畑地化に取り組みますか？

↓ 行う

↓ 行わない

↓ 取り組む

↓ 取り組まない

特別なお手続きは不要です。
(営農計画書及び現地確認にて実施の有無を判断します。)

裏面(2)を参照

1ヶ月以上のたん水管理（水張り）を実施する必要があります。
裏面(1)を参照

令和9年度以降、**当該農地は対象外となります。**
(提出書類等はありません。)

お問い合わせ先（村上市農業再生協議会事務局）

村上市役所 農林水産課 TEL: 0254-53-3369

朝日支所 産業建設課 TEL: 0254-72-6883

荒川支所 産業建設課 TEL: 0254-62-3105

山北支所 産業建設課 TEL: 0254-77-3115

神林支所 産業建設課 TEL: 0254-66-6114

(1) 対象水田で令和 7, 8 年の間に水稲作付けを行わない方

1 ヶ月以上のたん水管理（水張り）を行う必要があります！

● 実施・確認の流れ

① 「たん水管理（水張り）実施計画書」の提出（実施の 1 か月前まで）

② 当該期間中に対象農地でのたん水管理（水張り）の実施

③ 協議会による現地確認（立ち合い不要）による水張りの確認（開始時・終了時）

耕作者の方は②までで、水張りに関して必要な手続きは終了です。

※たん水管理（水張り）はかんがい期間内（4 月下旬～9 月中旬）に実施して下さい。

提出書類

・（様式第 1 号）たん水管理（水張り）実施計画書 ※実施の 1 か月前まで

市役所農林水産課・各支所産業建設課窓口

もしくは村上市ホームページから入手可能です。



【村上市 HP】

(2) 畑地化促進事業を利用して畑地化に取り組む方

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む場合、畑地化促進事業の支援を受けることができます。（団地化、販売を目的とした栽培であること等の交付要件を満たす必要があります。詳細は村上市 HP をご覧ください。）



【村上市 HP】

※ただし、一度畑地化支援・定着促進支援の交付を受け畑地化した農地についてはその後水田活用の直接支払交付金の対象となることはできませんのでご注意ください。

畑地化促進事業

対象作物	畑地化支援 (令和 6 年度単価)	定着促進支援 (令和 6 年度単価)
高収益作物 (野菜・球根類等)	14 万円 / 10a	2 万円 (※3 万円) / 10 a × 5 年間 または 10 万円 (※15 万円) / 10 a (一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば 子実用とうもろこし等)	14 万円 / 10a	2 万円 / 10 a × 5 年間 または 10 万円 / 10 a (一括)

※加工・業務用野菜等の場合